

## 宿 泊 約 款

### (本約款の適用範囲)

**第1条** 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### (宿泊契約の申し込み)

**第2条** 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする場合は次の事項を当館に申し出ていただきます。

- ① 宿泊する代表者の氏名・住所・連絡先の電話番号
- ② 宿泊日・泊数・人数・性別・年齢区分（大人・小学生・幼児の区分）及び到着予定時刻
- ③ その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな契約の申し込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

**第3条** 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当館が定める前受金を、当館が指定する日までにお支払いいただくことがあります。

3 前受金は、まず宿泊客が最終的にお支払いいただく料金に充当し、第5条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは第5条に基づく違約金に次いで第17条に基づく賠償金の順に充当し、残額のあるときは第11条の規定による料金の支払いの際に返還いたします。

4 第2項の規定により、当館が前受金の支払いを求め、当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、前受金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限りです。

5 第2項の規定による前受金のお支払いを当館が求めなかった場合及び当該前受金の支払期日を指定しなかった場合は、前受金の支払を要しない特約が成立したものとします。

### (宿泊契約締結の拒否)

**第4条** 当館は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ① 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき
- ② 満室により客室の提供ができないとき
- ③ 宿泊しようとする者が宿泊に関し法令の規定・公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- ④ 天災・施設の故障・その他業務上やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- ⑤ 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められたとき
- ⑥ 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- ⑦ 旅館業法第5条及び兵庫県旅館業法施行条例第10条の規定に該当するとき
- ⑧ その他理事長が特に必要があると判断したとき

### (宿泊客の契約の解除)

**第5条** 宿泊客は当館に申し出て、宿泊を解除することができます。

2 当館は宿泊客がその責に帰すべき事由により、宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が前受金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は違約金を別表第1に掲げる違約金の範囲において申し受けます。ただし、当館が第3条第5項の特約に応じた場合であっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について当館が宿泊客に告知したときに限りです。

3 当館は宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が午後6時以降に明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻。ただし、その時刻が午後10時を過ぎるときは午後10時とします。）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

### (当館の契約解除)

**第6条** 当館は次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することがあります。

- ① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定・公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき又は同行為をしたと認められるとき
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律による指定暴力団体及び指定暴力団員等またはその関係者その他反社会的団体等であるとき
- ③ 天災等の不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
- ④ 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき
- ⑤ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- ⑥ 旅館業法第5条及び兵庫県旅館業法施行条例第10条の規定に該当するとき
- ⑦ 寝室での寝たばこ、消防用設備・その他館内設備等に対するいたづら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に反するとき

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

### (宿泊の登録)

**第7条** 宿泊客は、宿泊当日当館のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。

- ① 宿泊客の氏名・住所・電話番号・性別・職業
- ② 外国人旅行者にあつては国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
- ③ 泊数・人数・年齢区分（大人・小学生・幼児）出発予定日及び時刻
- ④ その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が第11条の料金の支払いをクーポン券等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

### (客室の利用時間)

**第8条** 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝10時までとします。ただし連続して宿泊する場合は、到着日及び出発日を除き終日使用することができます。

2 当館は、前項の規定にかかわらず同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、別途利用料金を申し受けます。

### (利用規則の遵守)

**第9条** 宿泊客は当館内においては、当館が定めて館内に掲示している利用規則に従っていただきます。

◆ひょうごいこいの宿グループ

(営業時間)

第10条 当グループ施設の主な営業時間は原則次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット・各所の掲示・客室内の「ご案内」等でご案内いたします。

|        |                  |         |           |
|--------|------------------|---------|-----------|
| ① フロント | 午前7時30分～午後10時    | ③売店     | 午前8時～午後9時 |
| ② 食堂   |                  | ④大浴場    | 午後11時まで   |
| 朝食     | 午前8時～午前9時        | ⑤喫茶     | 午前8時～午後5時 |
| 昼食     | 午前11時30分～午後1時30分 | ⑥広間(宴会) | 午後6時～午後9時 |
| 夕食     | 午後6時～午後9時        |         |           |

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の算定方法は、別表第2に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めたクーポン券等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求したとき、フロントにおいてお支払いいただきます。

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用可能になったのち宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第12条 当館は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、消防機関から防火優良認定証を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため施設賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第13条 当館は宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は前項の規定にかかわらず、他の施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第14条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について滅失・毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き当館はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失・毀損等の損害が生じたときは、当館は施設賠償責任保険の範囲においてその損害を賠償します。ただし、宿泊客があらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては5万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解した場合に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは当館は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては前条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第16条 当館の駐車場はどなたでも自由に使用できる公共駐車場です。したがって宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、車両の責任管理まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり当館の故意又は過失によって損害を与えたときはその損害の責めに応じます。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対しその損害を賠償していただきます。

(宿泊客以外の利用者)

第18条 宿泊客以外で当館をご利用いただく利用客については、この約款に定める宿泊客との契約に準じていただきます。

別表第1  
違約金 (第5条第2項関係)

| 解除日<br>取消人員 | 解除日 |     |     |     |     |     |     |      |      |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|             | 不泊  | 当日  | 前日  | 二日前 | 三日前 | 五日前 | 六日前 | 十四日前 | 三十日前 |
| 14名まで       | 50% | 50% | 20% | 20% | 20% |     |     |      |      |
| 15名から30名まで  | 50% | 50% | 20% | 20% | 20% | 20% |     |      |      |
| 31名から50名まで  | 70% | 70% | 50% | 20% | 20% | 20% | 20% | 10%  |      |
| 51名以上       | 70% | 70% | 50% | 25% | 25% | 25% | 25% | 15%  | 10%  |

別表第1  
宿泊料金の算定方法 (第11条第1項関係)

| 内 訳         |                        |
|-------------|------------------------|
| 宿泊客が支払うべき総額 | ① 基本宿泊料 (室料+夕食料+朝食料)   |
|             | ② 夕・朝食以外の飲食料及びその他の利用料金 |
|             | ④ 税金                   |
|             | イ 消費税 (消費税法に基づく額)      |
|             | イ 入湯税等 (自治体の条例による)     |

(注) 1 %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず1日分(初日)の違約金を収受します。

(※基本宿泊料とは原則として1泊2食付料金(室料+朝・夕食)とします。

備考 : 室料及び食事は、当館の定める料金表によります